

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 1 5 3 号	清水新地 2 丁目 第 5 号線	北区清水新地 2 丁目 6 4 6 番 5	地先	
		北区清水新地 2 丁目 6 4 6 番 2 0	地先	
議第 1 5 4 号	榆木 6 丁目 第 5 号線	北区榆木 6 丁目 2 1 5 5 番 7 8	地先	
		北区榆木 6 丁目 2 1 5 5 番 1 0 2	地先	
議第 1 5 5 号	秋津 1 丁目 第 6 号線	東区秋津 1 丁目 2 1 4 7 番 1 1	地先	
		東区秋津 1 丁目 2 1 4 7 番 2 0	地先	
議第 1 5 6 号	下江津 5 丁目 第 8 号線	東区下江津 5 丁目 1 1 9 番 2	地先	
		東区下江津 5 丁目 1 1 7 番 3	地先	
議第 1 5 7 号	御幸木部 1 丁目 第 5 号線	南区御幸木部 1 丁目 9 2 5 番 8	地先	
		南区御幸木部 1 丁目 9 2 5 番 2 6	地先	
議第 1 5 8 号	中島町 第 4 9 号線	西区中島町 1 4 6 1 番 9	地先	
		西区中島町 1 4 6 1 番 4	地先	
議第 1 5 9 号	小山 2 丁目 第 6 号線	東区小山 2 丁目 6 6 0 番 1	地先	
		東区小山 2 丁目 6 5 9 番 7	地先	
議第 1 6 0 号	戸島西 7 丁目 第 1 1 号線	東区戸島西 7 丁目 2 7 7 4 番 3 4	地先	
		東区戸島西 7 丁目 2 7 7 4 番 2 9	地先	
議第 1 6 1 号	長嶺西 3 丁目 第 3 号線	東区長嶺西 3 丁目 2 6 8 5 番 1 4	地先	
		東区長嶺西 3 丁目 2 6 8 5 番 1 0	地先	
議第 1 6 2 号	長嶺西 3 丁目 第 4 号線	東区長嶺西 3 丁目 2 6 8 5 番 5	地先	
		東区長嶺西 3 丁目 2 6 7 9 番 5	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第163号	長嶺東2丁目	東区長嶺東2丁目1658番18	地先	
	第15号線	東区長嶺東2丁目1658番22	地先	
議第164号	長嶺南1丁目	東区長嶺南1丁目2255番634	地先	
	第7号線	東区長嶺南1丁目2255番637	地先	
議第165号	鶴羽田2丁目	北区鶴羽田2丁目354番1	地先	
	第3号線	北区鶴羽田2丁目354番7	地先	
議第166号	飛田1丁目	北区飛田1丁目523番57	地先	
	第9号線	北区飛田1丁目523番49	地先	
議第167号	四方寄町	北区四方寄町745番20	地先	
	第41号線	北区四方寄町745番8	地先	
議第168号	田尻	南区富合町田尻73番5	地先	
	第17号線	南区富合町田尻73番11	地先	
議第169号	野口1丁目	南区野口1丁目576番3	地先	
	第4号線	南区野口1丁目576番7	地先	
議第170号	鐙田	北区植木町鐙田1240番4	地先	
	第21号線	北区植木町鐙田1238番2	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 管理引継